

平成23年度

包括外部監査報告書

環境森林部のとちぎの元気な森づくり県民税事業に関する  
事務の執行等について

栃木県包括外部監査人

深谷卓男

## 目 次

I	外部監査の概要	
1.	外部監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	
(1)	外部監査対象	1
(2)	外部監査対象期間	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	実施した監査の方法	
(1)	監査の要点	1
(2)	実施した監査手続	1
5.	補助者の選任	1
6.	外部監査の実施時期	1
7.	利害関係	2
II	とちぎの元気な森づくり県民税事業及び実施した監査の概要	
1.	環境森林部の基本方針	3
2.	とちぎの元気な森づくり県民税の概要	
(1)	とちぎの元気な森づくり県民税の意義	3
(2)	目的	5
(3)	納税義務者	5
(4)	税率	5
(5)	納税方法	6
3.	とちぎの元気な森づくり県民税事業の概要	
(1)	実施の概要	7
(2)	実績の概要	8
4.	実施した監査の概要	10
III	各事業の内容	
1.	とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業	
(1)	国庫補助活用事業	11
(2)	森づくり県民税単独事業	17
(3)	獣害対策事業	19
(4)	事業推進費(箇所選定等条件整備)	21

2. 元気な森づくり推進市町村交付金事業	
(1) 明るく安全な里山林整備事業.....	22
(2) 森づくり活動地域支援事業.....	39
(3) 木の香る環境づくり支援事業.....	41
(4) 特色ある緑豊かな地域推進事業.....	44
3. 元気な森を育む木の良さ普及啓発事業	
(1) 事業の概要 .....	45
(2) 事業の実績 .....	45
(3) 検出事項 .....	50
4. みんなの元気な森づくり推進事業	
(1) とちぎの森づくり情報センター事業.....	51
(2) とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業.....	52
5. とちぎの元気な森づくり県民会議等事業	
(1) とちぎの元気な森づくり県民会議事業.....	55
(2) とちぎの元気な森づくり県民広報事業.....	56

#### IV おわりに

1. 事業の評価について.....	58
2. 今後について .....	59

#### (本報告書における記載内容の注意事項)

##### 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。単位未満の端数を四捨五入している場合には、四捨五入をしている旨の記載を行っております。なお、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

## I 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

#### (1) 外部監査対象

環境森林部のとちぎの元気な森づくり県民税事業に関する事務の執行等について

#### (2) 外部監査対象期間

自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日

但し、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

### 3. 事件を選定した理由

平成 20 年度から「とちぎの元気な森づくり県民税」が導入され 3 年が経過し、その目的に沿った運営が行われているかの検討をする時期に入ったと思われる。そこで、環境森林部の「とちぎの元気な森づくり県民税」に係る事業を選定した。

### 4. 実施した監査の方法

#### (1) 監査の要点

①環境森林部の「とちぎの元気な森づくり県民税」事業に関する事務が、法令、条例及び規則等に則り適切に執行されているか。

②環境森林部の「とちぎの元気な森づくり県民税」事業に関する事務が、効率性、経済性及び有効性の観点から適切に執行されているか。

#### (2) 実施した監査手続

①環境森林部の「とちぎの元気な森づくり県民税」事業に関する事務について、担当者及び関係人に説明を求め質問した。

②関係書類について、閲覧及び照合した。

③その他外部監査人が必要と認めた監査手続を実施した。

### 5. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、公認会計士 江原照雄、同 森正人、同 福田栄を選任した。

### 6. 外部監査の実施時期

平成 23 年 10 月 18 日から平成 24 年 1 月 16 日まで実施し、平成 24 年 2 月末日に最終的な意見をまとめたものである。

## 7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第 252 条の規定により記載すべき利害関係はない。

## Ⅱ とちぎの元気な森づくり県民税事業及び実施した監査の概要

### 1. 環境森林部の基本方針

今日の環境問題は、身近なごみ問題から地球規模の問題に至るまで、広範多岐にわたっており、特に、地球温暖化問題は、「いつか、誰かが」とは言っていない、まさに世界共通、人類が英知を結集して取り組むべき喫緊の課題となっている。地球環境を守り、本県が誇る豊かな自然環境や、自然と調和した優れた生活習慣を次の世代へと引き継いでいくことは、私たちが果たすべき責務であると言える。

環境問題への対応は、一人ひとりが常に環境を意識し、できることから環境にやさしい行動を実践するとともに、農林水産業や製造業、サービス業などあらゆる分野において、環境への負荷を減らしてゆくことが不可欠であり、そのためにも、県民、団体、事業者、行政などの各主体が、共通の理念のもと力を合わせ、県民総ぐるみで取り組んでいく必要がある。

また、優れた自然環境や生物多様性の保全を図るとともに、人と自然の共生を進めていくことが重要になってきている。

さらには、荒廃した奥山林・里山林の整備等を進めることにより、豊かな水や空気を育み、安全で安心できる県土を作り、地球温暖化防止にも貢献するなど、さまざまな働きを持つ「元気な森づくり」を推進し、豊かな森林を元気な姿で次の世代に引き継いでいく必要がある。

そこで、これらの課題や要請に的確に対応するため、最終年度となる『とちぎ元気プラン』等の各種計画の基本目標の達成に向けた施策を積極的に展開すると共に、特に、政策経営基本方針の重点テーマである「地球と人にやさしい“エコとちぎ”づくり」の推進に向け、平成21年度に策定した「とちぎ環境立県戦略」に基づく地球温暖化対策や、新たに造成した「森林整備加速化・森林再生基金」と「とちぎの元気な森づくり県民税」を効果的に組み合わせ、林業・木材産業の強化施策をより一層推進することとする。

### 2. とちぎの元気な森づくり県民税の概要

#### (1) とちぎの元気な森づくり県民税の意義

とちぎの元気な森づくり県民税とは、森林の整備及び環境保全をするためのいわゆる森林環境税のことをいい、栃木県では平成20年4月から導入されている。

全国的には、下記表のとおり高知県の平成15年4月を最初に、岡山県が平成16年4月と続き平成22年4月1日現在では30の県で導入済みであり、他に導入決定済みが1つの県となっている。

## 都道府県における森林環境税の導入状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

都道府県	導入状況		税 率		1年間の概算 税収額	国補 事業 用途	備 考
	議決時期	導入時期	個人	法人			
高知県	H15. 2	H15. 4. 1	500 円	500 円	1.7 億円	有	森林環境税
岡山県	H15. 11	H16. 4. 1	500 円	5%	5.6 億円	有	おかやま森づくり県民税
鳥取県	H16. 3	H17. 4. 1	500 円	5%	1.8 億円	有	森林環境保全税
島根県	H16. 12	H17. 4. 1	500 円	5%	2.0 億円	無	島根県水と緑の森づくり税
山口県	H17. 3	H17. 4. 1	500 円	5%	4.0 億円	無	やまぐち森林づくり県民税
愛媛県	H16. 12	H17. 4. 1	700 円	7%	5.4 億円	有	森林環境税
熊本県	H17. 3	H17. 4. 1	500 円	5%	4.8 億円	有	水とみどりの森づくり税
鹿児島県	H16. 6	H17. 4. 1	500 円	5%	4.3 億円	有	森林環境税
岩手県	H17. 12	H18. 4. 1	1,000 円	10%	7.0 億円	無	いわての森林づくり県民税
福島県	H17. 3	H18. 4. 1	1,000 円	10%	11.0 億円	有	森林環境税
静岡県	H17. 12	H18. 4. 1	400 円	5%	9.0 億円	無	森林(もり)づくり県民税
滋賀県	H17. 6	H18. 4. 1	800 円	11%	6.0 億円	有	琵琶湖森林づくり県民税
兵庫県	H17. 3	H18. 4. 1	800 円	10%	22.0 億円	無	県民緑税
奈良県	H17. 3	H18. 4. 1	500 円	5%	3.6 億円	無	森林環境税
大分県	H17. 3	H18. 4. 1	500 円	5%	3.2 億円	有	森林環境税
宮崎県	H18. 3	H18. 4. 1	500 円	5%	2.9 億円	無	森林環境税
山形県	H18. 12	H19. 4. 1	1,000 円	10%	6.0 億円	無	やまがた緑環境税
神奈川県	H17. 10	H19. 4. 1	均等割 300 円 所得割 0.025%	0%	38 億円	有	水源環境保全・再生のための個人県民税 ※河川、地下水の水質保全対策も対象用途
富山県	H18. 6	H19. 4. 1	500 円	5%	3.5 億円	無	水と緑の森づくり税
石川県	H18. 12	H19. 4. 1	500 円	5%	3.7 億円	有	いしかわ森林環境税
和歌山県	H17. 12	H19. 4. 1	500 円	5%	2.6 億円	有	紀の国森づくり税
広島県	H18. 12	H19. 4. 1	500 円	5%	8.4 億円	無	ひろしま森づくり県民税
長崎県	H18. 12	H19. 4. 1	500 円	5%	3.7 億円	有	ながさき森林環境税
秋田県	H19. 11	H20. 4. 1	800 円	8%	4.7 億円	無	秋田県水と緑の森づくり税
茨城県	H19. 11	H20. 4. 1	1,000 円	10%	16 億円	有	茨城県森林湖沼環境税 ※湖沼河川水質保全対策も対象用途
栃木県	H19. 6	H20. 4. 1	700 円	7%	8.0 億円	有	とちぎの元気な森づくり県民税
長野県	H19. 12	H20. 4. 1	500 円	5%	6.8 億円	有	長野県森林づくり県民税
福岡県	H18. 12	H20. 4. 1	500 円	5%	13 億円	無	森林環境税
佐賀県	H19. 12	H20. 4. 1	500 円	5%	2.2 億円	有	佐賀県森林環境税
愛知県	H20. 2	H21. 4. 1	500 円	5%	22 億円	無	あいち森と緑づくり税 ※都市緑化対策も対象用途
宮城県	H22. 3	H23. 4. 1	1,200 円	10%	16.0 億円	有	みやぎ環境税 ※新エネルギー対策も対象用途
合 計							導入済み : 30 県 導入決定済み : 1 県(宮城県)

各県で導入されている森林環境税の正式名称は県によって様々であるが、具体的には森林整備のほかに、水資源及び生物多様性確保等の森林の持つ公益的機能を増進する目的で教育的・啓蒙的に使用され、その費用を県民から広く薄く税を徴収してまかない負担しようとする税である。

とちぎの元気な森づくり県民税も森林整備としての「元気な森づくり」(ハード事業)と、森林の公益的機能の啓蒙・教育・広報活動としての「森を育む人づくり」(ソフト事業)に分けられている。それらが組み合わせられ森林の有する公益的機能の持続的発揮及び森林をすべての県民で守り育てることへの理解と関心を深める取組を行っている。

## (2) 目的

森林は、豊かな水や空気を育み安全で安心できる県土を作り、さらには、地球温暖化の防止にも貢献するなど様々な働きを持っている。こうした大切な森林を、県民全体の理解と協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくために、平成20年4月から『とちぎの元気な森づくり県民税』を導入した。

## (3) 納税義務者

県民税均等割の納税義務者と同様である。

個人：県内に住所、家屋敷等を有する人

法人：県内に事務所、事業所等を有する法人

## (4) 税率

### ①個人：年額 700円

但し、次の者は課税対象外である。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ・前年の合計所得金額が125万円を超えない障害者、未成年者、寡婦または寡夫
- ・前年の合計所得金額が市町の条例で定める一定金額以下の者

課税期間：平成20年度分から平成29年度分まで

### ②法人：均等割額の7%

具体的には次表のとおり、資本金等の額に応じて決められている。

#### 法人の税額

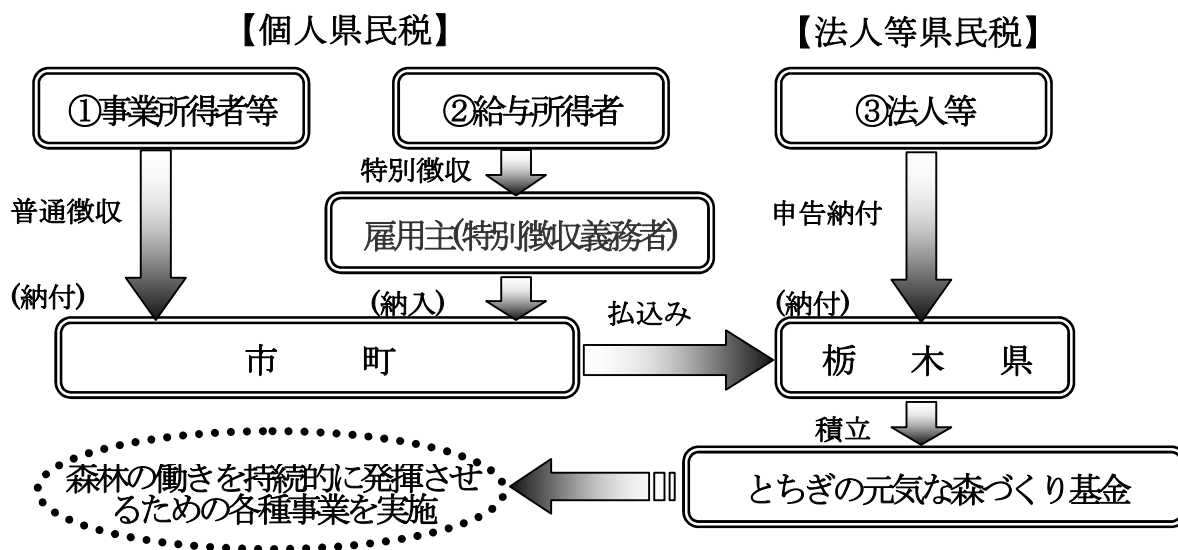
資本金等の額	年税額
1千万円以下の法人など	1,400円
1千万円超1億円以下	3,500円
1億円超10億円以下	9,100円
10億円超50億円以下	37,800円
50億円超	56,000円



課税期間：平成 20 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分

(5) 納税方法

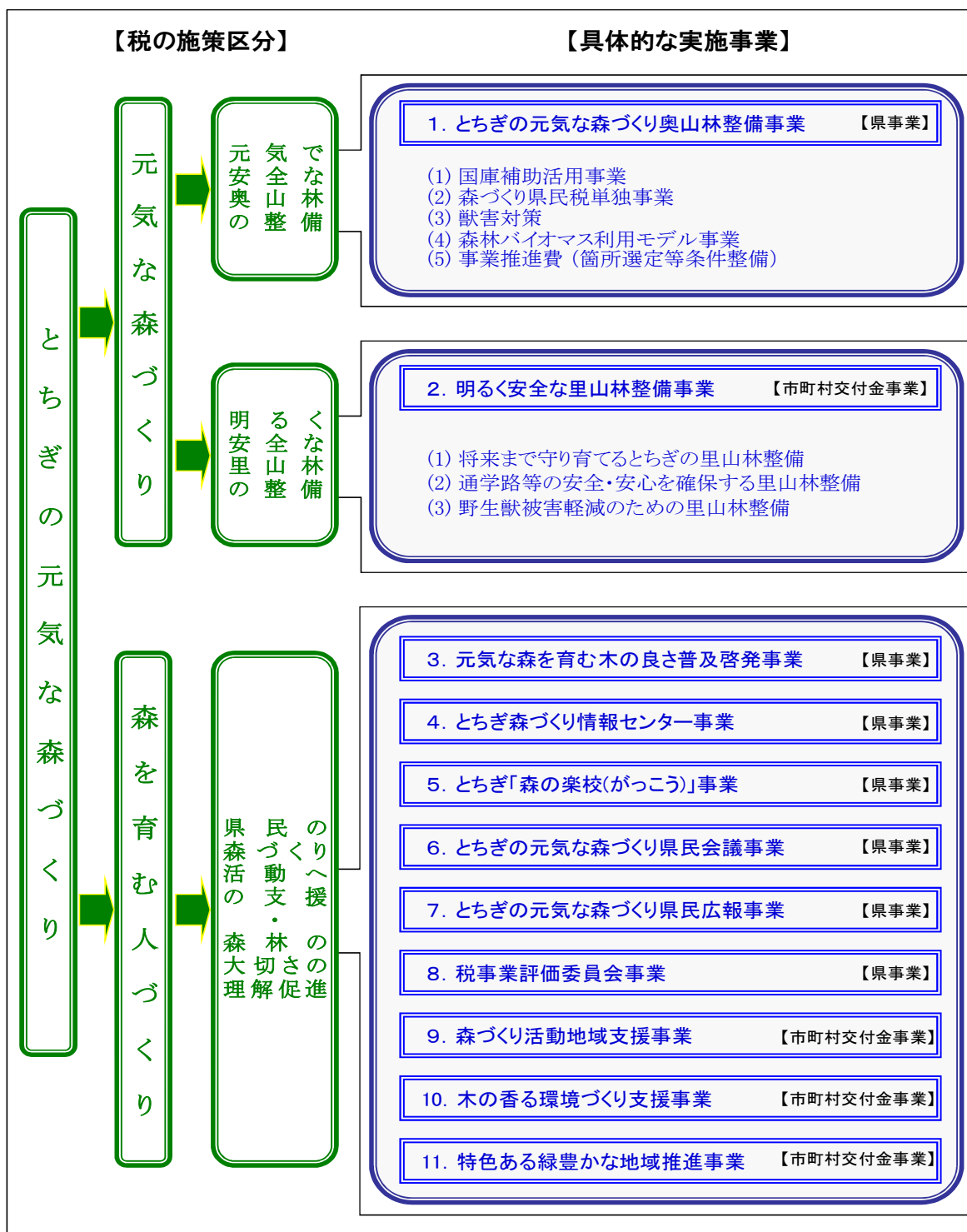
県民税の均等割額に、とちぎの元気な森づくり県民税として上記の額を加算して納めることになる。



### 3. とちぎの元気な森づくり県民税事業の概要

#### (1) 実施の概要

## 平成22年度 とちぎの元気な森づくり県民税の施策概要



(2)実績の概要

とちぎの元気な森づくり県民税事業の実施状況(平成20年度～平成22年度)(単位:千円)

事業名		平成20年度	平成21年度	平成22年度	累 計
元 気 な 森 づ く り	1 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業 (※1)	375,636	652,978	729,680	1,758,294
	2 明るく安全な里山林整備事業	152,194	237,932	245,210	635,336
	小 計	527,830	890,910	974,890	2,393,630
森 を 育 む 人 づ く り	3 元気な森を育む木の良さ普及啓発事業	46,557	47,544	61,644	155,745
	4 とちぎ森づくり情報センター事業	11,536	7,890	8,489	27,915
	5 とちぎ「森の楽校」事業 (※2)	9,691	9,959	9,003	28,653
	6 とちぎの元気な森づくり県民会議事業	5,311	5,827	7,607	18,745
	7 とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会事業	736	531	526	1,793
	8 とちぎの元気な森づくり県民広報事業	8,607	7,363	9,342	25,312
	9 森づくり活動地域支援事業 (※3)	6,356	10,772	11,759	28,887
	10 木の香る環境づくり支援事業	25,526	27,693	29,209	82,428
	11 特色ある緑豊かな地域推進事業 (※4)	-	4,850	2,899	7,749
	小 計	114,320	122,429	140,478	377,227
合 計		642,150	1,013,339	1,115,368	2,770,857

※1 国庫補助金を含む。

※2 平成22年度に「森林環境学習推進事業」を吸収。平成20年度と平成21年度の金額は「とちぎ「森の楽校」事業」と「森林環境学習推進事業」の合計額を記載。

※3 平成22年度に「みんなの元気な森づくり支援事業」と「森林環境学習支援事業」を統合し、事業名を変更。平成20年度と平成21年度のコ額は、「みんなの元気な森づくり支援事業」と「森林環境学習支援事業」の合計額を記載。

※4 「特色ある緑豊かな地域推進事業」は平成21年度から実施。

とちぎの元気な森づくり県民税事業の実施状況(平成20年度～平成22年度)

事業名/事業内容		平成20年度	平成21年度	平成22年度	累 計	
元 気 な 森 づ く り	1 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業					
	間伐面積	計画	2,050ha	2,627ha	2,827ha	7,504ha
		実績	2,078ha	2,663ha	3,302ha	8,043ha
	獣害対策面積	計画	—	357ha	240ha	597ha
		実績	—	357ha	320ha	677ha
	森林バイオマス利用モデル面積	計画	—	—	36ha	36ha
実績		—	—	37ha	37ha	
2 明るく安全な里山林整備事業						
整備面積	計画	780ha	664ha	579ha	2,023ha	
	実績	533ha	700ha	638ha	1,871ha	
森 を 育 む 人 づ く り	3 元気な森を育む木の良さ普及啓発事業					
	木製学習用机・椅子配布数	計画	1,800セット	2,000セット	2,000セット	5,800セット
		実績	1,800セット	2,000セット	2,000セット	5,800セット
	木製ベンチ配布数	計画	—	—	500セット	500セット
		実績	—	—	500セット	500セット
	4 とちぎ森づくり情報センター事業					
	「とちぎの森づくり」ホームページの登録者数	計画	30人	100人	150人	150人
		実績	28人	56人	113人	113人
	5 とちぎ「森の楽校」事業(※1)					
	開催回数	計画	16回	16回	20回	52回
		実績	16回	16回	20回	52回
	助成団体数	計画	24団体	23団体	20団体	67団体
		実績	24団体	23団体	21団体	68団体
	6 とちぎの元気な森づくり県民会議事業					
	木工工作教材配布数	計画	1,000セット	1,000セット	1,300セット	3,300セット
		実績	1,076セット	1,000セット	1,300セット	3,376セット
	7 とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会事業					
	開催回数	計画	5回	4回	4回	13回
		実績	5回	4回	4回	13回
	8 とちぎの元気な森づくり県民広報事業					
	パンフレット作成数	計画	50,000部	43,000部	60,000部	153,000部
		実績	50,000部	43,000部	58,000部	151,000部
	テレビ、ラジオCM放送回数	計画	288回	180回	206回	674回
実績		288回	188回	206回	682回	
9 森づくり活動地域支援事業(※2)						
実施市町数	計画	12市町	16市町	19市町	47市町	
	実績	8市町	16市町	19市町	43市町	
10 木の香る環境づくり支援事業						
施設等整備数	計画	5施設	12施設	8施設	25施設	
	実績	5施設	12施設	8施設	25施設	
イベント実施回数	計画	66回	64回	111回	241回	
	実績	67回	64回	111回	242回	
11 特色ある緑豊かな地域推進事業						
実施市町数	計画	—	5市町	3市町	8市町	
	実績	—	5市町	3市町	8市町	

※1 平成22年度に「森林環境学習推進事業」を吸収。平成20年度と平成21年度の助成団体数は、「森林環境学習推進事業」の計画と実績を記載。

※2 平成22年度に「みんなの元気な森づくり支援事業」と「森林環境学習支援事業」を統合し、事業名を変更。平成20年度と平成21年度の実施市町数は、「みんなの元気な森づくり支援事業」の計画と実績を記載。

#### 4. 実施した監査の概要

下記事項について関係資料を閲覧し、関係者に対して質問等の監査手続を実施した。

- (1) 委託事業の契約方式及び相手方の選定方法が適正か、委託理由に合理性があるか
- (2) 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- (3) 委託料等の算定方法は適正か、委託契約は適法で支払は正確か
- (4) 委託料等は事業内容に対し適正な水準か
- (5) 委託及び交付金事業は予定した行政目的達成に貢献しているか
- (6) 委託契約の履行及び交付金事業について適時、適切に確かめられているか

### Ⅲ 各事業の内容

#### 1. とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業

##### (1) 国庫補助活用事業

###### ① 事業の概要

国庫補助金を活用した奥山林整備事業は、民有人工林のスギ・ヒノキに間伐を行い、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の森林の公益的機能を高度かつ持続的に発揮させることを目的とする事業である。県から国への補助金申請は、森林環境保全整備事業実施要領に基づいて行われる。国庫補助活用事業では、伐捨て間伐を原則とする。

間伐事業を実施する業者の選定は、指名競争入札によって実施している。

平成 22 年度の森林整備業務の業者選定は、「栃木県森林整備業務執行要領」等に基づき指名競争入札業者の選考について、以下の事項を定めている。

###### ・基本方針

指名選考にあたっては、管内森林整備業者の健全な育成並びに適正な施工能力を重視するとともに、公正な競争入札の確保に努めることとする。

###### ・地域選定

地理的条件を勘案し、施工地域(旧市町村)の森林整備業者を優先する。森林整備業者数が満たない場合は、管内隣接市町の森林整備業者の中から選定し、さらに業者数が満たない場合は、隣接環境森林事務所等管内の森林整備業者へと順次拡大し選定する。

###### ・選考手順

「森林整備業務に係る指名業者選定等の運用方針」に基づき選考する。

森林整備業務に係る指名業者選定等の運用方針第 1-3 では、業者の選定に関して「参考とする事項」の記載がある。各環境森林事務所等は、指名業者数が基準を超えた場合「参考とする事項」に記載された事項の優先順位を決め、指名競争入札に参加させる業者を選定している。指名競争入札への参加業者は、建設工事等請負業者指名選考委員会に諮って最終決定を行っている。

②事業の実績

奥山林整備事業の各環境森林事務所等の整備面積及び平成 22 年度の事業費は、以下のとおりである。

	整備面積	事業費
県西環境森林事務所	(1, 246. 00 ha)	(201, 451 千円)
鹿沼市	774. 87 ha	133, 763 千円
日光市	471. 13 ha	67, 687 千円
県東環境森林事務所	(172. 00 ha)	(26, 366 千円)
宇都宮市	24. 56 ha	3, 956 千円
市貝町	1. 09 ha	150 千円
益子町	24. 65 ha	5, 639 千円
茂木町	121. 70 ha	16, 621 千円
県北環境森林事務所	(684. 85 ha)	(126, 150 千円)
大田原市	182. 57 ha	30, 078 千円
那須塩原市	123. 13 ha	21, 074 千円
那須烏山市	37. 77 ha	6, 143 千円
那須町	209. 73 ha	44, 939 千円
那珂川町	131. 65 ha	23, 918 千円
県南環境森林事務所	(374. 80 ha)	(63, 820 千円)
足利市	11. 03 ha	1, 153 千円
佐野市	363. 77 ha	62, 667 千円
矢板森林管理事務所	(181. 98 ha)	(38, 010 千円)
矢板市	60. 24 ha	14, 133 千円
さくら市	26. 71 ha	4, 820 千円
塩谷町	95. 03 ha	19, 057 千円
その他(事務費)	-	1, 201 千円
平成 22 年度合計	(2, 659. 63 ha)	(456, 999 千円)

平成 22 年度奥山林整備事業費の事業費、国庫補助金及び特定財源の事務所ごとの内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

事業所名	事業費	事業費の内訳	
		国庫補助金	特定財源
県西環境森林事務所	201,451	83,944	117,506
県東環境森林事務所	26,366	11,295	15,071
県北環境森林事務所	126,150	56,715	69,435
県南環境森林事務所	63,820	24,184	39,635
矢板森林管理事務所	38,010	16,980	21,029
合計	455,798	193,120	262,677

\*事業費中約 42%は国庫補助金を財源としている。

### ③監査の対象とした事業

県西環境森林事務所

抽出基準 事業費が概ね 1,000 万円以上の事業を抽出した。

#### 鹿沼市

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
南摩 1	H22. 8. 20～ H22. 12. 24	スギ・ ヒノキ	21～60	25～35	81.00	15,359
南摩 3	H23. 1. 6～ H23. 3. 25	スギ・ ヒノキ	18～58	20～35	87.97	13,718
清州 2	H22. 12. 27～ H23. 3. 22	スギ・ ヒノキ	24～59	20～35	58.08	10,382
粟野・粕尾	H23. 1. 11～ H23. 3. 25	スギ・ ヒノキ	19～57	20～35	67.51	12,219

#### 日光市

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
豊岡 2	H22. 10. 28～ H23. 3. 28	スギ・ ヒノキ	16～60	20～35	71.29	11,437
今市・ 大沢 2	H22. 11. 15～ H23. 4. 21	スギ・ ヒノキ	16～59	20～35	65.36	8,099



県東環境森林事務所

抽出基準 市町別の事業費の合計金額が 1,000 万円以上となる市町について、事業費が上位 2 件の事業を抽出した。

茂木町

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
焼森外	H22. 9. 9～ H22. 12. 10	スギ・ ヒノキ	22～60	20～34	54. 36	7, 371
大峰外	H22. 12. 28～ H23. 3. 25	スギ・ ヒノキ	16～36	20～25	41. 70	5, 817

県北環境森林事務所

抽出基準 事業費が 1,000 万円以上の事業を抽出した。

那須町

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
那須 1	H. 22. 9. 17～ H. 23. 1. 31	スギ・ ヒノキ	19～56	35	77. 34	17, 378
伊王野 1	H. 22. 9. 30～ H. 23. 2. 15	スギ・ ヒノキ	16～54	35	74. 31	16, 559

那珂川町

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
大山田 1	H. 22. 9. 30～ H. 23. 1. 31	スギ・ ヒノキ	16～59	35	60. 85	11, 298
大内	H. 22. 12. 22～ H. 23. 3. 25	スギ・ ヒノキ	16～54	35	70. 80	12, 620

県南環境森林事務所

抽出基準 事業費が1,000万円以上の事業を抽出した。

佐野市

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
野上1	H22.12.10～ H23.3.22	スギ・ ヒノキ	16～59	25～35	55.54	10,198
大倉沢	H23.1.5～ H23.3.25	スギ・ ヒノキ	16～60	23～33	98.68	16,376
野上2	H23.1.6～ H23.3.25	スギ・ ヒノキ	19～60	29～35	55.11	10,177

矢板森林管理事務所

抽出基準 市町別の事業費の合計金額が1,000万円以上となる市町について、事業費が上位2件の事業を抽出した。

矢板市

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
矢板1	H22.10.12～ H22.12.10	スギ・ ヒノキ	16～53	25～35	23.18	4,788
矢板2	H22.11.11～ H23.1.20	スギ・ ヒノキ	16～44	35	37.06	9,345

塩谷町

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
玉生1	H22.12.9～ H23.2.10	スギ・ ヒノキ	26～60	35	22.03	4,222
大宮	H23.1.11～ H23.3.22	スギ・ ヒノキ	16～60	35	28.82	5,554

#### ④検出事項

##### i 契約の変更(意見)

「豊岡 2」及び「今市・大沢 2」では、森林の所有者に間伐の同意を得て契約を行い、その後、対象区域の一部について森林の所有者が自ら間伐を実施するとの申し出があり、整備面積の一部を削減して再契約を行っていた。整備面積から削減した区域は民有林であるが、県は森林の所有者が実際に間伐を行ったかについて具体的な確認までは行っていない。

本来、この整備事業の目的は、森林の公益的機能を発揮させることにあり、当初の契約に基づき整備面積から減少させることなく森林整備(間伐)を行うことが望ましい。

このため、事前に事業の概要を十分に説明し同意を取り付け、契約の変更によって整備面積の削減がなされないようにするべきである。仮に契約変更が行われ面積が一部削減された場合でも、実際に所有者が間伐を実施したかを確認し、実施されていない場合には実施を促すべきである。

##### ii 業者の選定(意見)

焼森外の整備事業委託業務については、指名競争入札が行われているが芳賀地区森林組合が落札している。落札価格は予定価格の 96.0%となっている。この業務の指名競争入札は、芳賀地区森林組合が毎年落札しており過去においてその他の組合等が落札した実績はないとの説明を受けている。

また、焼森外の整備事業の標準地調査業務についても、同じく芳賀地区森林組合が落札している。最低制限価格は設定されていないが、落札価格は予定価格の 94.4%となっている。

大峰外の整備事業委託業務についても、指名競争入札が行われているが芳賀地区森林組合が落札している。落札価格は予定価格の 95.9%となっており、焼森外と同じく芳賀地区森林組合が毎年落札している。

また、大峰外整備事業の標準地調査業務についても、同じく芳賀地区森林組合が落札している。落札価格は予定価格の 94.2%となっている。

これらの事業委託の指名競争入札の指名業者は、森林整備業務に係る指名業者選定等の運用方針(以下、運用方針という)に基づき、指名選考委員会によって適正に選定されているものと認められる。しかし、毎年同一の業者が落札していること等の現状をみると業者間の競争を通じて公正な価格を実現するという競争入札本来の機能が有効に発揮されているのか疑問が残る。

「とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業」導入により、森林整備業務の事業量が倍増し円滑な事業の推進を図る担い手の確保が必要となることが想定されたため、県は、平成 19 年度に森林整備業務委託の入札制度を改正し、入札参加資格を定めて、建設業、造園業等の他産業者の参入を可能としている。これにより森林組合等以外の業者が受託する件数(割合)及び金額(割合)が、平成 23 年度では平成 21 年度と比べて 1.8 倍及び 2.7 倍に増加していることは評価できる。

運用指針にある、「設計額 500 万円以下の業務の指名選定の場合、全ての入札参加資格者から選定する」とした設計額を引き上げる等の、さらにもう一步踏み込んだ改善への取り組みが望まれる。

### iii 玉切(たまぎり)の検査報告(指摘事項)

間伐の業務は、順番に選木、伐倒、玉切の 3 つの作業からなっており、このうち玉切とは、伐倒した木を、作業の邪魔や危険とならないように短く切断することである。伐倒された木の全てが玉切されるという訳ではなく、逆に 1 本の木について複数回の玉切りが行われることもある。

業務委託契約の特記仕様書においては、第 2 章施工管理の第 4 条第 2 項に「伐倒した間伐材のうち、間伐作業の安全確保に支障となるものについては玉切等の処理を行うものとする。」と定められている。また「とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業設計積算基準の運用」によれば、「作業上の安全を確保するために伐倒木の概ね 2 割について玉切を計上することができるものとする。」と規定している。これにより委託費の設計書上でも玉切の単価が計算され、その単価に基づいて計算された金額が委託料の中に含まれており、玉切の実施状況についても完了検査の対象となっている。

玉切の実施状況は検査されているにもかかわらず、完了検査に関する書類には、その検査結果について明確な記載がない。玉切が委託費に含まれ、完了検査を行っている以上、完了検査に関する書類に玉切の実施状況を検査した結果を明確に記載して記録として残すべきである。

## (2) 森づくり県民税単独事業

森づくり県民税のみを財源とし、15 年以上手入れされていない民有人工林に対して間伐による整備を行う事業である。この事業のうち、搬出間伐については、各環境森林事務所等で執行され、伐捨て間伐は財団法人栃木県森林整備公社(以下、森林整備公社という)に委託されている。

### ① 契約期間・契約金額

平成 22 年 5 月 31 日から平成 23 年 2 月 28 日(契約変更後平成 23 年 3 月 25 日)

委託料 48,300 千円(消費税等込)(契約変更後 49,144 千円)

### ② 契約方法

森林林業に関する専門的知識、森林所有者との折衝能力が必要であること、奥山林整備事業に係わる協定締結の観点から、業務の実施には透明性、公平性の確保が必要であることから、森林整備公社に随意契約で委託されている。

### ③ 業務の内容

選定された 15 年以上手入れされていない 8 齢級から 12 齢級の森林に対して間伐を行い、363.59ha を整備している。

なお、搬出間伐は個別の事業費が 2,000 千円以内と比較的少額であるため、伐捨て間伐のみ

を監査対象とした。

市町別の事業の主な内訳は以下のとおりである。

鹿沼市

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
粕尾外	H. 22. 9. 14～ H. 23. 1. 31	スギ・ ヒノキ	37～59	20～35	44. 26	5, 291
西大芦 1	H. 22. 9. 13～ H. 23. 1. 21	スギ・ ヒノキ	30～51	20～35	2. 14	1, 487

茂木町

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
茂木外	H. 22. 11. 5～ H. 23. 2. 28	スギ・ ヒノキ	36～60	20～35	35. 62	5, 280
狸へラ台	H. 22. 11. 2～ H. 23. 1. 7	ヒノキ	43	33	0. 67	926

大田原市

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
黒羽外	H. 22. 10. 14～ H. 23. 2. 28	スギ・ ヒノキ	36～60	20～35	60. 90	6, 381
北野上	H. 22. 8. 20～ H. 22. 10. 29	スギ・ ヒノキ	47～60	25～30	1. 58	1, 523

足利市

所在地	事業期間	樹種	林齢 (年生)	間伐率 (%)	整備面積 (ha)	事業費 (千円)
松田外	H. 22. 11. 4～ H. 23. 2. 28	スギ・ ヒノキ	21～59	20～35	50. 98	8, 504

### (3) 獣害対策事業

#### ①事業の概要

野生獣による樹木の剥皮被害防止対策を行うために、認められた事業体に交付金を交付する事業である。事業内容は、シカ又はクマにより剥皮被害等を受けている森林の樹木への単木的な被害防止資材の設置で、被害防止資材は、1 ha あたり 600 本以上の樹木に設置する。事業の対象区域は、「栃木県シカ保護管理計画」、「栃木県ツキノワグマ保護管理計画」の対象市町の森林のうち、次のすべての内容に合致する森林とする。

- i 保安林若しくは保安林予定森林
- ii 4 齢級から 12 齢級まで(16 年生から 60 年生まで)のスギ、ヒノキ等の人工林
- iii 1 施行地あたり 0.1 ha 以上で、被害率 5%以上の獣害被害を受けた森林

#### ②事業の実績

県西環境森林事務所

日光市

実施地区	実施箇所数	実施面積 (ha)	本数被害率 (%)	事業主体	事業費 (千円)
小来川・ 滝ヶ原	46	50.08	10～20	日光地区 森林組合	合計で 27,365
小百	32	34.38	10～20	日光地区 森林組合	
土呂部・ 日陰・日向・ 湯西川	179	45.54	10～20	栗山森林 組合	14,755

鹿沼市

実施地区	実施箇所数	実施面積 (ha)	本数被害率 (%)	事業主体	事業費 (千円)
加蘇	101	62.50	6～38	鹿沼市 森林組合	20,250
栗野	81	62.50	6～38	栗野森林 組合	20,250
県西小計	439	255.00			82,620

県北環境森林事務所

那須塩原市

実施地区	実施箇所数	実施面積 (ha)	本数被害率 (%)	事業主体	事業費 (千円)
高林	1	2.00	5~18	那須塩原市 森林組合	648
金沢	3	3.00	5~18	たかはら 森林組合	972
県北小計	4	5.00			1,620

県南環境森林事務所

佐野市

実施地区	実施箇所数	実施面積 (ha)	本数被害率 (%)	事業主体	事業費 (千円)
作原	16	18.36	10	みかも森林 組合	合計で 16,200
仙波・氷室	38	31.64	10	みかも森林 組合	
県南小計	54	50.00			16,200

矢板森林管理事務所

塩谷町

実施地区	実施箇所数	実施面積 (ha)	本数被害率 (%)	事業主体	事業費 (千円)
玉生	2	5.00	7~10	たかはら 森林組合	1,620
玉生	6	5.00	7~10	高原林産 企業組合	1,620
矢板小計	8	10.00			3,240

合計	505	320.00			103,680
----	-----	--------	--	--	---------

③検出事項

獣害対策事業の継続性（意見）

獣害対策事業は、主に熊が樹皮を剥がしてしまう被害を防止するため、樹木に被害防止資材、具体的には「獣害被害防止ネット」を設置するものである。このネットは、物理的には5年程

度で経年変化により樹木から外れてしまうことから、その後にはまた被害を受ける恐れがある。逆に言えば、当初の効果を維持するためには、継続して獣害対策を実施する必要がある。

獣害対策事業は平成 21 年度に開始され、4 年を目途に行うこととされている。その後見直しが行われることとなっているが、仮に事業がその時点で終了してしまった場合、それ以前に実施した獣害対策の効果は先に述べたようにいずれはなくなってしまうことから、結果として平成 21 年度から実施された事業の効果がその場限りのものになってしまうことも考えられる。

間伐のように、樹木を一度切ってしまうと二度と生えてこないような事業とは異なり、獣害対策はその効果が時限的であることから、既に実施済みの事業の有効性を損なわないよう、事業の見直しに当たってはその継続性について十分に考慮する必要がある。

#### (4) 事業推進費(箇所選定等条件整備)

県が実施するとちぎの元気な森づくり奥山林整備事業の対象となる森林の調査・確認及び対象となる森林の所有者の事業実施に対する合意形成を行う事業である。

##### ① 契約期間・契約金額

平成 22 年 4 月 28 日から平成 23 年 3 月 25 日

委託料 50,925 千円(消費税等込)(契約変更後 52,908 千円)

##### ② 契約方法

森林林業に関する専門的知識、森林所有者との折衝能力が必要であること、奥山林整備事業に係る箇所選定業務というの観点から、業務の実施には透明性、公平性の確保が必要であることから、森林整備公社に随意契約で委託されている。

森林整備公社は受託した業務のうち、森林所有者との事業実施合意形成業務を各地域の森林組合に総額 32,237 千円で再委託している。

##### ③ 業務の内容

対象となる森林の基礎調査 5,800.20 ha

対象となる森林の詳細調査 4,747.65 ha

森林整備の協定締結 751 件



## 2. 元気な森づくり推進市町村交付金事業

### (1) 明るく安全な里山林整備事業

#### ① 事業の概要

##### i 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備

優れた景観を有し、貴重な動植物等が生息するなど、将来まで守り残したい里山林の整備及び整備後の維持管理を行う。具体的には、やぶの刈り払い、樹木植栽、歩道整備、標識設置、整備後の管理などである。

##### ii 通学路や住宅地周辺の安全・安心確保のための里山林整備

通学路沿いなどにある暗くうっそうとした里山林を見通し良く整備し、地域住民の安全・安心の確保及び整備後の維持管理を行う。具体的には、景観や見通しの障害となる不要木の除去や、やぶの刈り払い、整備後の管理などである。

##### iii 野生獣被害軽減のための里山林整備

田畑に被害を及ぼすイノシシ等を人里に近づけないよう緩衝帯としての里山林の整備及び整備後の維持管理を行う。具体的には、獣害が発生したり、発生する恐れのある田畑などに隣接する里山林の不要木除去や、やぶの刈り払い、整備後の管理などである。

②事業の実績

市町別の交付額の実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

事務所	市町村	里山林整備事業 (ハード整備)			
		計	将来まで	通学路等	野生獣害
		交付額	交付額	交付額	交付額
県西	鹿沼市	12,096	3,326	953	7,817
	日光市	16,456	3,061	2,210	11,185
	西方町	12,396	-	-	12,396
	事務所計	40,948	6,387	3,163	31,398
県東	宇都宮市	8,391	7,126	15	1,250
	真岡市	9,243	8,853	-	390
	上三川町	538	362	176	-
	益子町	8,300	2,185	-	6,115
	茂木町	25,225	8,500	1,575	15,150
	市貝町	5,335	5,305	30	-
	芳賀町	20,820	7,145	-	13,675
	事務所計	77,852	39,476	1,796	36,580
県北	大田原市	17,352	1,452	150	15,750
	那須塩原市	7,993	3,179	344	4,470
	那須烏山市	9,334	5,960	1,524	1,850
	那須町	2,650	2,650	-	-
	那珂川町	7,240	4,490	1,200	1,550
	事務所計	44,569	17,731	3,218	23,620
県南	足利市	13,964	500	3,870	9,593
	栃木市	13,673	4,056	456	9,161
	佐野市	17,022	6,373	120	10,530
	小山市	1,215	150	1,065	-
	下野市	1,471	1,375	96	-
	壬生町	7,460	6,620	840	-
	野木町	2,645	217	2,428	-
	岩舟町	4,071	3,878	193	-
	事務所計	61,521	23,169	9,069	29,284
矢板	矢板市	8,385	3,444	3,509	1,433
	さくら市	5,583	5,318	265	-
	塩谷町	4,272	2,308	852	1,112
	高根沢町	2,080	2,080	-	-
	事務所計	20,320	13,149	4,626	2,545
実績合計		245,210	99,912	21,872	123,426

③監査の対象とした事業

森を育む人づくり事業等を含めた交付金額合計が1,000万円以上の市町を対象とした。

i 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備

県西環境森林事務所

鹿沼市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
野鳥の森 藪の刈払い等	3.00	3,006	3,000
(管理)			
富士山公園 下刈り	3.03	151	151
野鳥の森 下刈り	3.53	175	175
(小計)	6.56	326	326
(計)	9.56	3,332	3,326

日光市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
猪倉 不要木除去・歩道整備他	4.00	2,325	2,325
(管理)			
板橋城山 下刈り	4.50	225	225
大室 下刈り	6.00	300	300
小倉城山 下刈り	4.22	211	211
(小計)	14.72	736	736
(計)	18.72	3,061	3,061

県東環境森林事務所

宇都宮市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
兵庫塚 不要木の除去等	1.50	613	511
森林公園 除伐・藪刈り等	8.97	3,610	3,600
岡本城址 不要木の除去等	1.50	1,501	1,500
(小計)	11.97	5,724	5,611
(管理)			

柳田樹林他	管理活動	2.90	145	145
森林公園	管理活動	2.00	101	100
戸祭山緑地	管理活動	1.34	67	67
鶴田沼緑地	管理活動	2.37	122	118
冒険活動センター	管理活動	21.70	1,085	1,085
(小計)		30.31	1,520	1,515
(計)		42.28	7,244	7,126

茂木町

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
林 歩道の整備等	10.00	4,000	4,000
黒田 樹木の植栽等	3.00	1,000	1,000
焼森山 不要木の除去等	3.00	750	750
小倉山 不要木の除去等	3.00	1,500	1,500
(小計)	19.00	7,250	7,250
(管理)			
鎌倉山 不要木の除去等	15.00	750	750
城山 不要木の除去等	10.00	500	500
(小計)	25.00	1,250	1,250
(計)	44.00	8,500	8,500

芳賀町

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
東高橋地区 不要木の除去等	16.16	5,417	5,417
(管理)			
富士山公園 不要木の除去等	16.00	682	682
東高橋地区 不要木の除去等	7.00	350	350
芳志戸 不要木の除去等	13.90	695	695
(小計)	36.90	1,727	1,727
(計)	53.06	7,145	7,145

県北環境森林事務所

大田原市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(管 理)			
福原ふれあいの丘 下刈り	8.34	627	417
堀の内ピアートホール裏 下刈り	11.26	617	563
北滝 下刈り	9.44	472	472
(計)	29.04	1716	1452

那珂川町

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整 備)			
馬頭 不要木の除去、下刈り	5.60	1,680	1,680
御前岩 不要木の除去、下刈り	5.30	1,750	1,750
(小 計)	10.90	3,430	3,430
(管 理)			
馬頭すすくの森 下刈り	11.20	560	560
小口こどもの森 下刈り	5.00	250	250
久那瀬和台沢 下刈り	5.00	250	250
(小 計)	21.20	1,060	1,060
(計)	32.10	4,490	4,490

県南環境森林事務所

足利市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(管 理)			
富田地区 下刈り	5.00	250	250
名草地区 下刈り	5.00	250	250
(計)	10.00	500	500

栃木市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整 備)			
西山田 不要木の除去等	14.00	3,061	3,061
(管 理)			
皆川城址公園 下刈り、枝払い	10.10	505	500

宝連寺の森	下刈り、枝払い	3.50	465	175
下皆川	下刈り、枝払い	4.28	205	205
西山田	下刈り、枝払い	2.30	115	115
(小計)		20.18	1,290	995
(計)		34.18	4,351	4,056

佐野市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)	
(整備)				
奈良渚町	不要木の除去等	4.50	4,500	4,500
多田町	不要木の除去等	1.26	1,218	1,218
(小計)		5.76	5,718	5,718
(管理)				
堀米地区	下刈り等	3.10	155	155
堀米地区	下刈り等	3.00	150	150
奈良渚地区	下刈り等	8.00	294	294
堀米地区	下刈り等	1.10	55	55
(小計)		15.20	655	655
(計)		20.96	6,372	6,372

矢板森林管理事務所

矢板市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)	
(整備)				
川崎城跡公園	植栽等	6.00	3,087	3,087
(管理)				
矢板中央高東泉グラウンド	やぶの刈払い等	5.87	293	293
長峰公園	やぶの刈払い等	5.00	63	63
(小計)		10.87	356	356
(計)		16.87	3,443	3,443

ii 通学路や住宅地周辺の安全・安心確保のための里山林整備  
 県西環境森林事務所

鹿沼市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
板荷交流センター 間伐、下刈り	1.22	220	219
加蘇 下刈り	1.96	352	352
(小計)	3.18	572	572
(管理)			
加蘇 下刈り	1.13	56	56
見野 下刈り	1.08	59	54
西大芦6区 下刈り	1.26	63	63
板荷3区 下刈り	0.59	30	29
板荷5区 下刈り	1.70	85	85
白桑田 下刈り	0.92	46	46
板荷3区・交流センター前 下刈り	0.95	47	47
(小計)	7.63	388	381
(計)	10.81	961	953

日光市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
板橋 下刈り、枝払い	4.00	948	948
原宿 下刈り、枝払い	1.80	400	400
(小計)	5.80	1,348	1,348
(管理)			
大室 下刈り	1.70	85	85
原宿 下刈り	5.00	250	250
日向 下刈り	2.40	120	120
小代 下刈り	1.50	75	75
大室 下刈り	2.66	133	133
日向 下刈り	2.67	133	133
枝倉 下刈り	1.30	65	65

(小計)	17.23	861	861
(計)	23.03	2,210	2,210

県東環境森林事務所

宇都宮市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(管理)			
篠井 不要木除去等	0.30	15	15

茂木町

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(管理)			
和の道他3箇所 不要木除去等	31.50	1,575	1,575

県北環境森林事務所

大田原市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(管理)			
中野内 間伐・下刈り・残材処分	3.00	150	150

那珂川町

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
薬利小 不要木の除去、下刈り	2.60	650	650
馬頭中 不要木の除去、下刈り	0.50	100	100
(小計)	3.10	750	750
(管理)			
薬利小 下刈り	9.00	450	450
(計)	12.10	1,200	1,200

県南環境森林事務所

足利市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			



北郷地区	不要木の除去等	10.00	2,251	2,251
(管 理)				
旧市地区	下刈り	21.00	1,050	1,050
坂西地区	下刈り	11.37	568	568
(小 計)		32.37	1,618	1,618
(計)		42.37	3,870	3,870

栃木市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)	
(整 備)				
大田和③	不要木の除去等	1.00	194	194
(管 理)				
皆川城内町	やぶの刈払い	1.00	51	50
西山田	下刈り、枝払い	1.30	65	65
富田	下刈り、枝払い	0.70	35	35
大田和①	下刈り、枝払い	0.50	23	23
大田和②	下刈り、枝払い	0.50	23	23
深沢地区	下刈り、枝払い	1.35	64	64
(小 計)		5.35	262	261
(計)		6.35	457	456

佐野市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)	
(管 理)				
閑馬町松場地区	下刈り	1.20	60	60
多田町丸岳地区	下刈り	1.20	60	60
(計)		2.40	120	120

矢板森林管理事務所

矢板市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)	
(整 備)				
平野5号線沿い	不要木の除去等	1.35	337	337
立足平野1号線沿い		0.30	75	75

不要木の除去等			
上太田・立足1号線沿い 不要木の除去等	1.05	257	257
道沢地区 不要木の除去等	1.24	310	310
泉・長井1号線沿い 不要木の除去等	2.05	512	512
県道県民の森・矢板線沿い 不要木の除去等	0.40	100	100
高塩・片俣1号線沿い 不要木の除去等	0.36	90	90
県道大田原・矢板線沿い 不要木の除去等	0.75	187	187
市道109号線沿い 不要木の除去等	1.50	363	363
(小計)	9.00	2,233	2,233
(管理)			
上伊佐野2号線沿い やぶの刈払い	8.55	427	427
上伊佐野・平野2号線沿い1 やぶの刈払い	0.15	7	7
上伊佐野・平野2号線沿い2 やぶの刈払い	1.65	82	82
土屋6号線沿い やぶの刈払い	0.06	3	3
成田6号線沿い やぶの刈払い	2.68	134	134
安沢小東側道路沿 やぶの刈払い	0.12	6	6
木幡神社道路横 やぶの刈払い	1.80	90	90
寺山1号線沿い やぶの刈払い	6.30	315	315
鳴神線沿い やぶの刈払い	2.30	115	115

幸岡 6 号線沿い やぶの刈払い	1.50	75	75
本町東泉 1 号線沿い やぶの刈払い	0.40	20	20
(小 計)	25.51	1,275	1,275
(計)	34.51	3,508	3,508

iii 野生獣被害軽減のための里山林整備

県西環境森林事務所

鹿沼市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
笹原田 下刈り	13.31	2,349	2,344
板荷4区 下刈り	2.78	486	486
下沢 間伐、下刈り	1.83	457	457
口栗野 間伐、枝打ち他	2.08	520	520
深程 間伐、下刈り	3.64	910	910
板荷3区 間伐、下刈り	2.55	637	637
板荷8区 下刈り	1.28	224	224
(小計)	27.47	5,585	5,579
(管理)			
加蘇 下刈り	1.21	60	60
加蘇 下刈り	3.91	195	195
西大芦8区 下刈り	4.12	206	206
引田 下刈り	1.64	82	82
加蘇 下刈り	1.12	56	56
板荷8区他10件 下刈り	32.76	1,638	1,638
(小計)	44.76	2,238	2,238
(計)	72.23	7,823	7,817

日光市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
南小来川 下刈り、枝払い	5.10	1,275	1,275
西小来川 下刈り、枝払い	1.90	475	475
東小来川 下刈り、枝払い	3.60	900	900
和泉 下刈り、枝払い	4.10	1,025	1,025
岩崎 下刈り、枝払い	5.00	1,250	1,250
下猪倉 下刈り、枝払い	7.80	1,850	1,850
小佐越 下刈り、枝払い	2.40	600	600
(小計)	29.90	7,375	7,375

(管 理)			
長畑 下刈り	9.40	470	470
明神 下刈り	10.30	515	515
岩崎 下刈り	15.20	760	760
小来川 下刈り	1.70	85	85
小来川 下刈り	1.10	55	55
和泉他 8 件 下刈り	38.50	1,925	1,925
(小 計)	76.20	3,810	3,810
(計)	106.10	11,185	11,185

西方町

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整 備)			
水木・根子屋 間伐下草刈り等	計 35.96	計 9,233	計 8,750
根子屋 間伐下草刈り等			
元・本城 間伐下草刈り等			
真上・向宿 間伐下草刈り等			
(小 計)	35.96	9,233	8,750
真上 下刈り	19.17	計 3,822	計 3,646
男丸・小沼 下刈り	12.80		
小沼・水木 下刈り	5.03		
小沼・真上 下刈り	5.55		
水木 下刈り	16.18		
向宿 下刈り	14.20		
(小 計)	72.93		
(計)	108.89	13,055	12,396

県東環境森林事務所

宇都宮市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整 備)			
冬室 不要木除去等	6.00	1,052	1,050
(管 理)			

冬室	不要木除去等	4.00	200	200
(計)		10.00	1,252	1,250

茂木町

事業概要		事業量 (ha)	事業費 (千円)	県交付金 (千円)
(整備)				
丸石	不要木除去等	1.00	250	250
烏生田	不要木除去等	8.00	2,000	2,000
下飯	不要木除去等	3.50	875	875
生井栗生	不要木除去等	2.00	500	500
林ほか2箇所	不要木除去等	19.50	4,875	4,875
竹原		2.00	500	500
(小計)		36.00	9,000	9,000
(管理)				
天子甲ほか20		123.0	6,150	6,150
(計)		159.0	15,150	15,150

芳賀町

事業概要		事業量 (ha)	事業費 (千円)	県交付金 (千円)
(整備)				
上稲毛田①	不要木除去等	56.00	11,344	11,344
上稲毛田②	不要木除去等	8.40	1,522	1,522
(小計)		64.40	12,866	12,866
(管理)				
上稲毛田②	不要木除去等	18.00	808	808
(計)		82.40	13,675	13,675

県北環境森林事務所

大田原市

事業概要		事業量 (ha)	事業費 (千円)	県交付金 (千円)
(管理)				
河原	間伐・下刈り	13.00	1,208	650
須佐木中	残材処分・下刈り	30.00	1,500	1,500
雲岩寺ほか	残材処分・下刈り	20.00	1,000	1,000
亀久	下刈り	7.00	416	350

(小計)	70.00	4,124	3,500
(整備)			
川上 間伐・下刈り・残材処理	40.00	7,000	7,000
鶴居 間伐・下刈り・残材処理	22.00	3,850	3,850
池口 間伐・下刈り・残材処理	8.00	1,585	1,400
(小計)	70.00	12,435	12,250
(計)	140.00	16,559	15,750

那珂川町

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
下郷 不要木の除去、下刈り	4.00	1,000	1,000
(管理)			
下郷 不要木の除去、下刈り	11.00	550	550
(計)	15.00	1,550	1,550

県南環境森林事務所

足利市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
三和地区(板倉) 不要木の除去等	8.50	2,086	2,086
三和地区(松田) 不要木の除去等	5.00	1,181	1,181
北郷地区(田島) 不要木の除去等	13.00	3,173	3,173
北郷地区(月谷) 不要木の除去等	1.60	378	378
(小計)	28.10	6,819	6,819
(管理)			
北郷地区 下刈り	34.00	1,700	1,700
三重地区 下刈り	2.10	105	105
坂西地区 下刈り	19.37	968	968
(小計)	55.47	2,773	2,773
(計)	83.57	9,593	9,593

栃木市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
梅沢町 やぶの刈払い	2.00	500	500
鍋山町 やぶの刈払い	4.00	955	955
深沢地区 不要木の除去等	20.00	4,977	4,977
(小計)	26.00	6,433	6,433
(管理)			
柏倉町 やぶの刈払い	2.00	102	100
大柿地区 下刈り、枝払い	35.40	1,638	1,638
中郷地区 下刈り、枝払い	19.80	990	990
(小計)	57.20	2,730	2,728
(計)	83.20	9,162	9,160

佐野市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
上牧地区 不要木の除去等	5.40	1,348	1,348
下秋山地区 不要木の除去等	4.50	1,085	1,085
三好地区 不要木の除去等	5.10	1,208	1,208
赤見町駒場 不要木の除去等	14.60	3,642	3,642
赤見町町屋 不要木の除去等	6.20	1,501	1,501
(小計)	35.80	8,784	8,784
(管理)			
長谷場町 下刈り	2.00	100	100
船越町 下刈り	7.50	375	375
長谷場町小又地区 下刈り	1.50	75	75
三好地区 下刈り	21.90	1,195	1,195
戸室町丸山 下刈り	2.00		
(小計)	34.90	1,745	1,745
(計)	70.70	10,529	10,529



矢板森林管理事務所

矢板市

事業概要	事業量(ha)	事業費(千円)	県交付金(千円)
(整備)			
上伊佐野字一本木地内北側 不要木の除去等	2.00	406	406
上伊佐野字曲坂地内 不要木の除去等	1.35	328	328
(小計)	3.35	735	735
(管理)			
平野佐々木宅北西側 やぶの刈払い	0.50	25	25
倉掛ドライブインたてば南側 やぶの刈払い	0.65	32	32
印南リンゴ園 やぶの刈払い	1.10	55	55
平野線脇 やぶの刈払い	2.80	140	140
加藤リンゴ園 やぶの刈払い	2.40	120	120
加藤隆重宅周辺 やぶの刈払い	0.70	35	35
渡辺リンゴ園 やぶの刈払い	0.70	35	35
台覚寺西 やぶの刈払い	0.50	25	25
齋藤区長宅東 やぶの刈払い	1.40	70	70
小野田牧場西 やぶの刈払い	0.20	10	10
高原養鶏場東 やぶの刈払い	2.20	110	110
青木牧場東 やぶの刈払い	0.50	25	25
安愚楽牧場東 やぶの刈払い	0.30	15	15
(小計)	13.95	697	697
(計)	17.30	1,432	1,432

④検出事項

確認検査調書の改善(意見)

元気な森づくり推進市町村交付金事業実施要領の運用について(以下、運用という)第3では、確認検査の方法は、契約書類や支払証書類等の事業の関係書類を確認すると規定している。

環境森林事務所の担当者からは、上記の関係書類を確認するとともに、必要に応じて現地確認を実施して、確認検査調書の検査内容の欄に交付事務の適正、事業実施状況の適正、支出等経理事務の適正の3項目の適否を記載している旨の説明があった。

しかし、確認検査調書には、3項目の適否の記載しかなく、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部からは検証が困難であった。

運用第5では外部評価機関の評価も予定しており、一部の事務所で行われている確認項目の補助表を取り入れる等の工夫により、外部から検証が可能となる確認検査事務の改善が必要である。

## (2) 森づくり活動地域支援事業

地域や学校における森づくり活動や森林を活用した森に親しみ、森を楽しむ取組等を支援し、森林の大切さへの理解と関心を深めるとともに、みどり豊かな環境を将来に引き継いでゆく事業である。具体的には以下のような活動を行っている。

- ・住民の森づくり活動への参加を促進するための打合せ会の開催や普及啓発活動
- ・森づくり活動団体等の育成や活動の支援
- ・森林の大切さの理解促進を図る森づくり活動や森林観察会等の開催
- ・学校や学校林など身近な森林環境学習フィールドの整備
- ・森林教室や森づくり体験活動の実施、森林環境学習指導者の派遣
- ・森林環境学習資料の配布作成や森林環境学習促進のための普及啓発活動

### ① 事業実績

平成22年度の市町ごとの事業実績は以下のとおりである。

#### 鹿沼市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
住民参加の森づくり活動等の開催事業	板荷地区むらづくり推進協議会他3団体	577	500
森林環境学習活動の実施事業	菊沢東小学校緑の少年団他3団体	403	400
森林環境学習フィールド整備事業	板荷中学校緑の少年団	102	100
(計)		1,083	1,000

#### 日光市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
森林環境学習活動の実施事業	日光市他4団体	1,000	1,000

#### 宇都宮市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
みんなの元気な森づくり支援事業	(財)グリーントラストうつのみや	504	500
森林環境学習活動の実施事業	市内小学校31校	500	500
(計)		1,004	1,000

茂木町

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
森づくり活動団体の支援	茂木町民	530	530
森林環境学習活動の実施事業	茂木町立茂木中学校	80	80
森林環境学習活動の実施事業	茂木町内小学校等	260	260
森林環境学習活動の実施事業	茂木町民	130	130
(計)		1,000	1,000

大田原市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
キノコ教室、森林教室	地元ボランティア	200	200

那珂川町

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
下刈り	しののめ自然を 愛する会他	500	500

栃木市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
森づくり活動体験	栃木市 林業振興会	498	498
森林教室	皆川地区街 づくり協議会	303	300
森林教室	みかも森林 組合	212	150
森林教室	栃木市林業 振興会	50	50
森林体験	NPO 法人 太平山南山麓 友の会	500	500
(計)		1,564	1,498

佐野市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
自然観察会、 シイタケ栽培体験	東京農工大学	349	349
自然観察会等	佐野市	457	457
森づくり活動体験	佐野 高等学校附属中学校		
(計)		806	806

矢板市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
森づくり活動	矢板まちづくり 研究所	160	160
森づくり活動	シャープグリーン クラブ	160	160
森づくり活動 イベント	(財)山縣有朋 記念館	160	160
「森林フェスタ」における 森づくり活動イベント	矢板市	253	253
(計)		733	733

## ②検出事項

### 確認検査調書の改善(意見)

元気な森づくり推進市町村交付金事業実施要領の運用について(以下、運用という)第3では、確認検査の方法は、契約書類や支払証書類等の事業の関係書類を確認すると規定している。

環境森林事務所の担当者からは、上記の関係書類を確認するとともに、必要に応じて現地確認を実施して、確認検査調書の検査内容の欄に交付事務の適正、事業実施状況の適正、支出等経理事務の適正の3項目の適否を記載している旨の説明があった。

しかし、確認検査調書には、3項目の適否の記載が少なく、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部からは検証が困難であった。

運用第5では外部評価機関の評価も予定しており、一部の事務所で行われている確認項目の補助表を取り入れる等の工夫により、外部から検証が可能となる確認検査事務の改善が必要である。

## (3)木の香る環境づくり支援事業

生活に身近なところで様々な形で木にふれあう機会を創出することにより、木を利用すること

が森林整備の推進につながることへの理解促進を図る事業である。具体的には、以下のような事業を行っている。

- ・公園等におけるあずまや、遊具その他工作物等への木材利用
- ・外構工作物(案内板、柵、歩道等)への木材利用
- ・木造公共施設の整備
- ・教育施設や福祉施設の外装及び内装の木質化
- ・間伐材等を利用した木製品の製作、チップ舗装その他の間伐材の有効利用
- ・市町村等が主催する行事等における木の良さ普及啓発

#### ①事業実績

平成 22 年度の市町ごとの事業実績は以下のとおりである。

##### 鹿沼市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
地域活動の拠点となる公共施設等の木造・木質化事業	鹿沼市	54,862	7,350
地域における木の良さ普及啓発や木の利用促進事業	鹿沼市	150	150
(計)		55,012	7,500

##### 日光市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
間伐材等の有効利用促進事業	日光市	500	500
地域における木の良さ普及啓発や木の利用促進事業	日光市	500	500
(計)		1,000	1,000

##### 西方町

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
間伐材等の有効利用促進事業	西方町	150	150

##### 宇都宮市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
地域における木の良さ普及啓発や木の利用促進事業	宇都宮市	220	220

地域における木の良さ普及啓発や 木の利用促進事業	宇都宮市	280	280
(計)		500	500

茂木町 (単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
地域における木の良さ普及啓発や 木の利用促進事業	芳賀地区森林組合	30	30

芳賀町 (単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
地域活動の拠点となる公共施設等 の木造・木質化事業	芳賀町	263,912	6,240

大田原市 (単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
木工キット配布(180セット)	須佐木森の学校	500	500
黒羽城址公園木橋整備	大田原市	5,000	5,000
(計)		5,500	5,500

那珂川町 (単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
公民館建築	鷺子沢地区自治会	5,599	4,200

足利市 (単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
幼稚園・保育園での 木工教室(15施設)	足利市	463	463
「名草フラワーフェスティバル」 における木工教室	足利市	36	36
(計)		500	500

矢板市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
道の駅やいたでの 木工教室	矢板市	100	100

②検出事項

確認検査調書の改善(意見)

元気な森づくり推進市町村交付金事業実施要領の運用について(以下、運用という)第3では、確認検査の方法は、契約書類や支払証書類等の事業の関係書類を確認すると規定している。

環境森林事務所の担当者からは、上記の関係書類を確認するとともに、必要に応じて現地確認を実施して、確認検査調書の検査内容の欄に交付事務の適正、事業実施状況の適正、支出等経理事務の適正の3項目の適否を記載している旨の説明があった。

しかし、確認検査調書には、3項目の適否の記載がなく、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部からは検証が困難であった。

運用第5では外部評価機関の評価も予定しており、一部の事務所で行われている確認項目の補助表を取り入れる等の工夫により、外部から検証が可能となる確認検査事務の改善が必要である。

(4)特色ある緑豊かな地域推進事業

森づくり地域活動支援事業及び木の香る環境づくり支援事業以外の、森林の公益的機能の高度かつ持続的な発揮、森林資源の循環利用の促進又は住民の森づくりに関する理解促進に資する、地域特性を活かした創意工夫ある市町村提案事業のうち知事が認めた事業である。

①事業実績

日光市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
渡良瀬川源流の森再生推進事業	足尾に緑を育てる会	1,000	1,000

宇都宮市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
「もったいないの森 長岡」 植樹事業	宇都宮市民	716	700

矢板市

(単位：千円)

事業区分	活動主体	事業費	県交付金
元「新高原小・中学校」跡地での卒業生・教職員等のボランティア参加による森林造成活動	矢板市	1,198	1,198

## ②検出事項

### 確認検査調書の改善(意見)

元気な森づくり推進市町村交付金事業実施要領の運用について(以下、運用という)第3では、確認検査の方法は、契約書類や支払証書類等の事業の関係書類を確認すると規定している。

環境森林事務所の担当者からは、上記の関係書類を確認するとともに、必要に応じて現地確認を実施して、確認検査調書の検査内容の欄に交付事務の適正、事業実施状況の適正、支出等経理事務の適正の3項目の適否を記載している旨の説明があった。

しかし、確認検査調書には、3項目の適否の記載がなく、どのような関係書類を確認して検査合格としたのか外部からは検証が困難であった。

運用第5では外部評価機関の評価も予定しており、一部の事務所で行われている確認項目の補助表を取り入れる等の工夫により、外部の検証が可能となる確認検査事務の改善が望まれる。

## 3. 元気な森を育む木の良さ普及啓発事業

### (1)事業の概要

「とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業」により発生した間伐材(奥山林間伐材)を活用して、小中学校に木製学習用机・椅子、県民利用施設に木製ベンチを配布する事により、奥山林間伐材の有効利用を広く県民にPRするとともに、木の良さの普及啓発及び森林整備の大切さの理解促進を図る事業である。

### (2)事業の実績

事業の実績は、下記のとおりである。

事業の内容	配布先	数量	事業費 (千円)	委託先
奥山林間伐材選別等		6,175本	387	栃木県森林組合連合会
木製学習用机・椅子製作	35小中学校	2,000 セット	53,739	星野工業(株)
木製ベンチ製作	民間・公共等 246施設	500基	7,518	(有)小倉材木店
(計)			61,644	



## ①木製学習用机・椅子及び木製ベンチ製作に係る奥山林間伐材の選別等業務

(業務の内容)

委託業務は、以下のとおりである。

### i 自動選別機による選別

別途県が実施する奥山林整備事業(搬出間伐)の受託者(以下、奥山林搬出間伐受託者という)による搬入が終了した時、自動選別機により選別する。

### ii 選別結果明細書の作成及び交付

i の選別結果の明細書を作成し、奥山林搬出間伐受託者に交付する。

### iii 貯木場に原木をはい積みし、保管する。

(契約期間)

平成 22 年 11 月 26 日から平成 23 年 2 月 28 日

(契約方法)

・ 随意契約である。

・ 随意契約の理由としては、以下のとおりである。

当該業務委託において取り扱うスギ・ヒノキの原木は、森林整備課が所管する「とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業(搬出間伐)」(以下、奥山林搬出間伐事業という)により提供されるもので、県内各地で実施される搬出間伐対象箇所から最寄りの各木材共販所(以下、共販所という)までの原木運搬までの業務を奥山林搬出間伐事業で、選別及び管理からの業務を当該「元気な森を育む木の良さ普及啓発事業」で実施することとしている。

栃木県森林組合連合会(以下、県森連という)の共販所には、それぞれ自動選別機及び貯木場が整備されており、県内全域で実施される奥山林間伐事業の実施に伴う搬出に合わせ即時に対応することができる県内唯一の団体であり、他の者では当該事業の円滑な実施に支障が生じるおそれがある。

## ②木製学習用机・椅子製作業務

(業務の内容)

委託業務の内容は以下のとおりである。

### i 原木の引き取り

ア 栃木県(以下、甲という)が支給する原木は、奥山林搬出間伐事業により県森連の共販所に持ち込まれたヒノキ原木(以下、奥山林原木という)とする。なお、奥山林原木の選別、はい積み及び保管は、甲と県森連が契約する業務委託に基づき別途実施する。

イ 奥山林原木の規格は、原則として末口径 11cm 以上、長さ 3m で数量は以下の別表 1 のとおりとする。

別表 1

共販所	本 数
鹿沼木材共販所	1,215 本
矢板木材共販所	698 本
大田原木材共販所	1,226 本
(計)	3,139 本

ウ 共販所における原木の数量確認及び運搬する日時については、業務を受託する者(以下、乙という)は、甲及び県森連とあらかじめ調整の上、決定するものとする。

## ii 製材

- ア i の原木を栃木県木材業協同組合連合会及び県森連が管理する栃木県産出材証明制度(以下、県産出材証明制度という)に登録している製材工場に運搬し、集成材の材料となる製材品に製材するものとする。
- イ 製材の木取りは、製材品の割れを防ぐため、原木の芯を外し1本の原木から基本的に75mm×37mm×3mの製材品を2枚とるものとする。
- ウ 製材品の寸法は、上記を基本とするが原木の径に応じて集成材の材料として効率的な寸法とするため、共販所に持ち込まれた原木の末口径の状況を踏まえ、乙は、あらかじめ甲と協議するものとする。
- エ 製材残材等はチップ等への有効利用を図るとともに、チップへの有効利用が見込めない樹皮等の残材は、関係法令等を遵守した上で、適切に処分するものとする。

## iii 集成材製作

- ア ii の製材品を県産出材証明制度に登録している集成材工場に運搬し、木製学習用機の天板用集成材を製作するものとする。
- イ 製作する集成材の寸法及び数量は以下の別表2のとおりとする。

別表 2

集成材		本数	備考
製作	寸法(幅610mm×厚さ21mm×奥行き460mm)	785	
	寸法(幅660mm×厚さ21mm×奥行き460mm)	1,127	
	(小計)	1,912	

現物 支給	寸法(幅 610mm×厚さ 21mm×奥行 き 460mm)	0	(変形により 20 枚 処分)
	寸法(幅 660mm×厚さ 21mm×奥行 き 460mm)	88	(変形により 62 枚 処分)
	(小計)	88	
(計)		2,000	

ウ 製作する集成材は、塗装仕上げ無しの表面粗仕上げとし、死節等材面の欠部分は極力避けるものとする

iv 机・椅子の製作

ア iiiの集成材を天板に使用し、天板以外は県産出材証明制度により証明されたヒノキ材(以下、県産出材という)を使用した机及び椅子を製作するものとする。

イ 製作する机・いすの種類及び数量は以下の別表3のとおりとする(詳細は省略)。

別表3

事務所	市町名	学校名	学校数	セット数(2号 ～6号まで)
県西	鹿沼市	みどりが丘小 学校他	3校	175
県東	宇都宮市他 3市町	細谷小学校他	15校	863
県北	那須塩原市・ 那須町	槻沢小学校他	3校	280
県南	足利市他 4市町	毛野南小学校 他	14校	682
(計)			35校	2,000

ウ 製作する机・椅子の仕様は、県の定めた仕様のとおりとする。

v 机・椅子の運搬・搬入

ア ivの机・椅子を定められた県内の小中学校に運搬・搬入するものとする。

イ 運搬・搬入先の小中学校、種類及び数量は、別表3のとおりとする。

vi i から iii までの原木、製材品・製材残材等及び集成材の数量管理(歩留の管理を含む。)

(契約期間)

平成22年12月20日から平成23年3月30日

(契約方法)

一般競争入札により行われた。但し、入札に参加したのは1社のみであった。

### ③木製ベンチ製作業務

(業務の内容)

委託業務の内容は以下のとおりである。

#### i 原木の引き取り

- ア 甲が支給する原木は、奥山林搬出間伐事業により県森連の共販所に持ち込まれた奥山林原木とする。なお、奥山林原木の選別、はい積み及び保管は、甲と県森連が契約する業務委託に基づき別途実施する。
- イ 奥山林原木の規格は、原則として末口径 11cm 以上、長さ 3m で数量は以下の別表 1 のとおりとする。

別表 1

共販所	本数
鹿沼木材共販所	816
矢板木材共販所	560
大田原木材共販所	1,550
(計)	2,926

- ウ 共販所における原木の数量確認及び運搬する日時については、乙は、甲及び県森連とあらかじめ調整の上、決定するものとする。

#### ii 製材

- ア i の原木を栃木県木材業協同組合連合会及び県森連が管理する県産出材証明制度に登録している製材工場に運搬し、製材品に製材するものとする。
- イ 製材の木取りは、1 本の原木から基本的に 97mm×97mm×3m の芯持ちの製材品を 1 本とるものとする。
- ウ 製材の木取りは上記イを基本とするが、原木の径に応じて効率的なものとするため、共販所に持ち込まれた原木の末口径の状況を踏まえ、乙は、あらかじめ甲と協議するものとする。
- エ 製材残材等はチップ等への有効利用を図るとともに、チップへの有効利用が見込めない樹皮等の残材は、関係法令等を遵守した上で、適切に処分するものとする。

#### iii ベンチの製作

- ア ii の製材品を使用したベンチを製作するものとする。
- イ 製作するベンチの種類及び数量は以下別表 2 のとおりとする。

別表 2

種 別	基数
屋内用(塗装仕上げ)	168
屋外用(防腐処理+塗装仕上げ)	332
(計)	500

ウ 製作するベンチの仕様は、県の定めたとおりとする。

iv ベンチの運搬・搬入

ア iiiのベンチを定められた県内の施設に運搬・搬入するものとする。

イ 運搬・搬入先の施設、種類及び数量は、以下の別表3のとおりとする(詳細は省略)。

別表3

施設	事業者名	施設数	屋内基数	屋外基数
民間施設計	栃木県ホンダ会 他	137	27	157
公共交通 機関計	東武鉄道(株) 他	17	30	34
金融機関計	(株)足利銀行 他	27	21	6
病院計	大田原赤十字病院 他	9	21	36
私立学校計	作新学院小学部 他	24	34	98
市町施設	宇都宮市 他	27	27	0
県有施設	芳賀庁舎分庁舎 他	5	8	1
(計)		246	168	332

v i から iii までの原木、製材品・製材残材等及びベンチの数量管理(歩留まりの管理を含む。)

(契約期間)

平成23年1月17日から平成23年4月28日

(契約方法)

一般競争入札により行われ、入札に参加したのは2社であった。

(3) 検出事項

i 入札参加者の準備期間の確保(意見)

上記のとおり木製学習用机・椅子製作業務委託の入札参加者が1社、木製ベンチ製作業務委託の入札参加者が2社であった。契約の期間が3ヶ月あまりで特殊な技術を要する業務であるとしても入札に参加した業者が余りにも少なすぎる。これは、ひとつには会社の技術及び規模的な面もあるが、入札公告日から入札書の提出期限まで10日あまりと、県財務規則に則った入札準備期間を設けているものの、期間が短いことに起因しているとも考えられる。

入札の準備期間が短いと前回落札した業者が有利となり、広く一般からの応募を募る一般競争入札の趣旨にそぐわなくなると考えられる。入札金額にもよるが、栃木県では、入札公告日から入札書の提出期限までの入札準備期間が2週間から1ヶ月程度となっている例が多いので、入札準備期間を現状より長くして、入札参加業者を増やし、競争入札の効果が発揮されるようにするべきである。

## ii 木製ベンチの製作及び配布(意見)

奥山林間伐材を活用しベンチを製作して、246の民間及び公共施設に配布している事業を実施している都道府県は栃木県だけであり、奥山林間伐材の有効利用によって木の良さの普及啓発活動の取り組みがPRされていることは評価できる。

また、木製ベンチの配布は平成22年度から開始された事業であるが、アンケート調査でも配布されて「よかった」の評価が96%あり、今後も継続事業として取り組むべきである。

## 4. みんなの元気な森づくり推進事業

### (1)とちぎの森づくり情報センター事業

#### ①事業の概要等

##### i 事業の目的

森林の大切さの理解促進や森づくりグループをはじめとして、県民の森づくり活動を推進するため、森林・林業の様々な情報を集発信するとともに、企業・学校・NPO等など、それぞれの主体による森づくり活動をサポートすることを目的とする。

##### ii 事業の実施

###### a 森づくりに関する情報の収集・発信

- ・県森林ボランティア会員及び森づくりグループへの情報提供として、「グリーンウェーブ」の発送
- ・「とちぎの森づくり」ホームページの管理メンテナンス及びこのホームページを活用した情報提供

###### b 森づくりコミッション

- ・森づくり活動を行いたい企業、学校、NPO等からの森づくり活動に関する問い合わせに対する対応
- ・企業の森づくり活動のための斡旋、仲介
- ・森づくり活動が可能なフィールドや受け入れ可能な森づくりグループ等の紹介
- ・森づくり活動の指導・補助等の支援を行うことができる人材や森づくりグループの紹介

###### c 森づくり活動のサポート

- ・活動に必要な資材・道具や教材等の紹介や貸し出し
- ・森づくり活動における安全管理、地域との連携協力に係る方法等の指導・助言
- ・資金調達や助成制度の紹介
- ・森林ボランティア保険制度(傷害保険・賠償責任保険)の斡旋
- ・森づくり活動のための貸出用機材等の整備(鎌、鋸、ヘルメット等)

###### d その他

- ・森づくり情報センターの運営及び外部委員による運営協議会の設置と開催

### iii 事業費の内訳(実績値)

とちぎ森づくり情報センター事業費	6,732 千円
その他の事業費(サーバーの保守管理他)	1,756 千円
(計)	8,489 千円

#### iv 委託先と随意契約の理由

県は、とちぎ森づくり情報センター事業を、社団法人栃木県緑化推進委員会(以下、緑化推進委員会という。平成23年12月1日に緑化推進委員会は、社団法人栃木県治山林道協会と合併して社団法人とちぎ環境・みどり推進機構となった)に随意契約により業務委託している。随意契約とする理由は以下による。

緑化推進委員会は、本県の緑化推進を担う中心的な団体として重要な役割を果たしており、県土緑化を推進するための緑づくりや森づくり活動の普及啓発や指導援助など、緑や森を育む人づくりを実施する県内の唯一の団体である。

本業務委託は、森林・林業や様々な森づくり活動に関する情報を集発信するとともに、県民の森づくり活動をサポートするとちぎ森づくり情報センターの運営を業務委託するもので、本事業の目的を達成するためには、本県の緑化推進や森づくり活動の指導的立場にある緑化推進委員会以外に適当な委託先はないとの理由に基づく。

#### ②検出事項

森づくりに関する情報の収集・発信業務のIT技術進歩への対応(意見)

とちぎ森づくり情報センター業務は、緑化推進委員会に随意契約による委託を行っているが、その中にはホームページの更新が含まれている。随意契約による理由として、「本県の緑化推進や森づくり活動の指導的立場にある緑化推進委員会以外に適当な委託先はない」ためであるとしている。

ホームページによる森づくり活動等の情報提供については、単にホームページを更新する業務のみならず、更新するための森づくり活動に役立つ情報を県内全域から収集することが必要であり、また、当該情報を正確に分かりやすく迅速に県民に伝えることが求められる。このことから、栃木県の森づくり活動等を指導する立場にある緑化推進委員会への随意契約はやむを得ないと考えられるが、IT技術等の進歩に対応する知識及び技術の維持向上に努めるべきである。

#### (2)とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業

##### ①事業の概要等

i 事業の目的

より多くの県民に対し、森とのふれあいの楽しさや森林の大切さについての理解促進を図り、県民参加の森づくりを一層推進するため、森林に関する各種体験講座等の開催や、緑の少年団等による森林環境学習の実施を支援する「とちぎ『森の楽校』」を実施する。

ii 事業の実施

a とちぎ「森の楽校」講座の開催

・体験講座

実施内容	開催数	参加人数
森とふれあう活動をとおして森林に親しみを感じ、森林に対する関心をもつきっかけとしてもらうための講座	計 3 講座 (4 回)	延べ 40 組 40 人
森づくりのために必要な作業を体験する講座。また、県民の森等をフィールドとする「みんなの森」活動を実施し、県民参加の森づくりを推進する	計 6 講座 (7 回)	延べ 230 人

・指導者育成講座

実施内容	開催数	参加人数
地域における緑づくりや森づくり活動における指導者として活動する「グリーンスタッフ」を養成する講座	計 5 講座 (5 回)	延べ 150 人
森林環境学習指導者研修 森林環境学習に取り組む緑の少年団等の指導者を対象とする研修会を開催する	計 2 回	延べ 100 人

・交流活動

実施内容	開催数	参加人数
緑の少年団等子どもたちの交流による森林環境学習体験活動をとおして、子どもたちの森林や緑に対する興味・関心を深めるため、交流集会「とちぎ森の子サミット」を開催する	1 回	100 人
森づくりグループの活動を促進するため、森づくりグループのリーダー等を対象とする交流会を開催する	1 回	50 人

b 森の体験活動推進事業

・森の体験活動実施支援

森林環境学習の推進を図るため、緑の少年団等が行う自主的な活動を支援する。また、緑の



少年団活動の推進を図るため、新設少年団の活動等を支援する。

支援額	1団体あたり 50,000 円以内 計 1,000,000 円
支援対象	地域のモデルとなる学校内外の緑化活動 他の緑の少年団等との広域交流活動 森林環境学習に関する体験活動 みどりづくりや森林づくりのボランティア活動 みどりづくりや森林づくりに関する特色ある活動 緑の少年団活動に要する装備品の整備(新設少年団に限る)

・活動事例の広報

本県における森林環境学習の推進を図るため、本事業を実施した少年団等からの実施報告に基づき、優秀な又は特色のある活動事例について、ホームページへの掲載等により広く広報する。

iii 委託先と随意契約の理由

県は、とちぎ「森の楽校」事業を、緑化推進委員会に随意契約により業務委託している。随意契約とする理由は以下による。

緑化推進委員会は、県土緑化の推進を目的に設立され、一般県民等による緑化活動や森づくりの活動支援など、緑や森を育む人材の育成を行う県内唯一の団体である。

本事業は、森林の大切さ等に対する県民の理解を促進し、県民参加の森づくりを推進することを目的としており、森林に親しむ活動や森づくり活動の機会を提供し、また地域における森づくり活動等の指導者を養成する事業である。本事業を円滑に推進し目的を達成するためには、当委員会以外に適当な委託先はないとの考え方に基づく。

②検出事項

業務委託費の変更(意見)

業務委託は、当初 7,665 千円で契約し、その後 7,607 千円に減額変更し再契約を行っている。変更の主な内容は次のとおりである。

- ・森づくり講座の参加人数及び関連した諸経費項目(計算根拠となる参加人数を 150 人から 65 人に減少した)
- ・緑の少年団等交流集会参加人数及び関連した諸経費項目(計算根拠となる参加人数を 100 人から 125 人に増加した)
- ・森づくりグループ交流活動(体験活動から意見交換を中心とする交流活動に変更した)
- ・森の体験活動推進事業(事業内容に変更はないが、前年実績に合わせて諸経費を 1,000 千円から 989 千円に削減した)
- ・事務運営費(森の楽校の参加者を 710 人から 499 人に変更し、資料作成諸経費を削減した)

これらの契約変更により、諸手続きが二度手間となっていた。また当初の契約によって予算の枠取りを行っているとの誤解をも与えかねない。再契約により、委託金額を減額しているが、当初から前年度の実績値を使用した積算を行い無駄な事務の作業を無くすべきである。

## 5. とちぎの元気な森づくり県民会議等事業

バスツアーやテレビ・ラジオを活用し税制度等の広報活動を行うとともに、「とちぎの元気な森づくり県民会議」による県民協働の森づくりを進める活動等を展開し、広く県民の理解促進を図る。

### (1) とちぎの元気な森づくり県民会議事業

#### ①事業の概要

##### i 森に親しむ活動

「元気な森づくりの日」記念イベントの開催やシンボルマーク「とちもりくん」を活用したPR活動などにより県民協働の森づくりの大切さを啓発する。

##### ii 木に親しむ活動

木工教室の開催など日常で様々な木の使い方を提案することにより、木の良さ等について理解促進を図る。

##### iii 森を知る活動

森づくりニュースの発行、さらに下流都県民との交流による森づくり活動等を実施し、森林の大切さについて理解促進を図る。

#### ②事業の実績

##### i 森に親しむ活動

元気な森づくりPR活動：907千円

とちぎの元気な森づくりの取組について、イベントなどでシンボルマーク「とちもりくん」を活用しPRを行った。

元気な森づくりの日関連事業：1,327千円

元気な森づくりの日記念行事として下記の3つを実施した。

- ・元気な森づくりの日記念イベント(県東、県西、県南、県北の4ヶ所)
- ・元気な森づくりの日PR活動(宇都宮市内4ヶ所)
- ・県庁本館での告知活動

##### ii 木に親しむ活動

木とのふれあい体験活動：4,283千円

- ・「木を使う」体験活動として木工教室の実施(6回)及び学習教材の提供(1,300セットを県内小学校60校に配布)
- ・子どもたちの木工工作コンクール展示会の開催
- ・木づかいスタッフ交流会(3回)の実施

・元気な森づくりの日記念紙上フォーラムの実施

上記のうち、前3者については、とちぎの元気な森づくり県民会議木づかい推進本部に対して1,727千円の業務委託を行っている。また最後の紙上フォーラムについては株式会社下野新聞社に対して1,953千円の業務委託を行っている。

iii 森を知る活動

森づくりニュース配信：399千円

「とちぎの元気な森づくりNEWS」を年4回、各1,500部発行し、とちぎの元気な森づくり県民会議の構成員や環境森林部の各出先機関及び県組織に配付するとともに、県ホームページに掲載を行った。なお、バックナンバーは下記のサイトに掲載されている。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d01/eco/shinrin/zenpan/1202345320422.html>

とちぎの森づくり交流：645千円

下記2つの下流都県民との交流による森づくり活動を実施した。

・「都市と里山の交流・体験2010」

日時：平成22年8月3日～6日

場所：那珂川町(緑の交流館、山村開発センター、旧和見小学校等)

内容：間伐体験、水生生物観察、樹木観察等

参加者：神奈川県高校生等27名

・「とちぎの森で林業体験をしよう！」

日時：平成22年11月20日

場所：佐野市(作原野外活動施設、蓬山ログビレッジ等)

内容：間伐体験、木工教室等

参加者：東京都豊島区民37名

なお上記について、活動場所までの往復交通費や宿泊費は参加者の自己負担となっている。

(2) とちぎの元気な森づくり県民広報事業

① 事業の概要

i 県民広報事業

とちぎの元気な森づくり県民税に対する県民理解の促進を図るため、税事業実施箇所を見学するバスツアーや映像資料、テレビ・ラジオ等を活用し、各種取組を広報PRする。

ii 税事業評価委員会事業

税の透明性を確保するため、評価委員会が事業の実施状況や成果等を検証・評価するとともに、税で行っていくべき事業の課題整理を行う。

② 事業の実績

i 県民広報事業：9,342千円

事業費の主な内容は以下のとおりである。

- ・テレビスポット CM 3,150 千円
- ・ラジオスポット CM 1,932 千円
- ・普及啓発 DVD 作成 1,071 千円
- ・木軸シャープ作成 777 千円
- ・クリアホルダー作成 567 千円

ii 税事業評価委員会事業：526 千円

計 4 回の評価委員会を開催し(他に 1 回は震災の影響により延期)、平成 22 年 9 月 14 日に平成 21 年度の事業評価報告書を提出・公表している。事業費の主な内容は、委員への謝金や旅費である。

## IV おわりに

### 1. 事業の評価について

県は、とちぎの元気な森づくり県民税の使途の透明性・公平性を確保するため、とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会(以下、評価委員会という)を設置している。評価委員会は、毎年前年度の税事業の執行状況や効果について検証・評価を行っているが、平成 22 年度の評価報告書によると、「平成 22 年度に実施された事業についてはすべて、概ね効果的、効率的に執行されているものと認められる。」と評価している。また評価委員会は、「引き続き、『有効性』、『効率性』、『進ちょく度』に十分配慮し、事業の適正な執行に努めること。」を求めている。個別の課題・改善点としては、「とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業について、間伐材のさらなる有効活用や効率的な獣害対策の実施について検討を行うこと」を、また、とちぎの元気な森づくり情報センター事業について、「ホームページ『とちぎの森づくり』の内容の充実を図り、広く周知を図る必要があり、具体策について検討を行うこと。」を、それぞれ挙げている。

今回の監査を通じて、包括外部監査人の立場から事業を総括すると、以下のとおりである。

第一に、とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業の国庫補助活用事業である伐捨て間伐事業は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の森林の公益的機能を高度かつ持続的に発揮させるという目的に沿って実施されており、有効性が認められる。一方で、伐捨て間伐材は放置されたままの状態であるため、今後の森林管理に支障をきたす場合も考えられる。評価委員会では、奥山林整備事業について間伐材の有効活用に関する評価を毎年行っているが、その前提条件として、間伐材を搬出するための林内整理及び作業路の開設が重要かつ必要と考えられる。従って、間伐材の有効活用について検討する際には、林内整理及び作業路の開設についても一緒に検討する必要がある。

第二に、平成 22 年度からの新規事業である森林バイオマス利用モデル事業は、エネルギー等への利用を目的として、間伐木の造材・集積・搬出路整備を行うモデル的な取組に対して交付金を交付する事業であるが、今後の方向性を示しているものと思われる。今回の監査では、事業費が 1,000 万円以下のため対象外としたが、間伐事業と関連させながら検討を進めるべきである。

第三に、獣害対策については、評価委員会のアンケート調査によれば獣害防止資材を設置した樹木はほとんどが「被害なし」という結果を得ている。さらに、森林の今後の適正管理に対する森林所有者からの前向きな回答も 9 割以上あり、評価報告書では「事業の有効性が認められる。」とされており、事業の有効性が認められる。しかし、後述する「とちぎの元気な森づくり県民税の見直しに関する第 1 次報告書」の「とちぎの元気な森づくり県民税に対する意見等」にもあるように、森林所有者からは、事業量及び ha あたりの本数増加の要望もあるため、今後は地域の実情に合わせて事業を実施するべきである。また、樹木に設置された被害防止資材は、経年変化で樹木から外れてしまうことから効果を維持するためには、継続して獣害対策を実施する必要がある。

第四に、明るく安全な里山林整備事業は、元気な森づくりを推進する市及び町に対する交付金

事業であり、事業の有効性は認められるが、実際に事業を実施するのは交付金を受けた市及び町であり、県は市及び町に対して、交付目的に則った事業が適切に行われているか否かを確認する責務を有している。県は確認検査を実施し、所定の検査調書を作成しているが、調書の記載からは、県が確認検査を十分に行ったかどうかについて外部から検証することが難しかった。県は、確認検査調書を工夫して検査実施の検証可能性を高めるべきである。

最後に、森を育む人づくり事業は、県事業と交付金事業とに分けられる。県事業のうち、元気な森を育む木の良さ普及啓発事業については、評価委員会のアンケート調査では、木製学習用机・椅子の配布については「全ての児童・生徒に対して、本事業の趣旨を説明したこと及び、県内の森林を健全に育てるために、今後、栃木県の木を利用したいと思う人が100%に達したこと」、木製ベンチの配布については「ほとんどの設置個所にて、パンフレット等の普及活動に取り組んでいること及び、ほとんどの設置先事業者が県内の森林を健全に育てるために、今後、栃木県の木を利用したいと思っていることから、事業の有効性が認められる。」とされており、この事業の有効性が認められる。一方、交付金事業については、事業の有効性は認められるものの、前述の里山林整備事業と同様に確認検査の方法についての改善が望まれる。

## 2. 今後について

県は、とちぎの元気な森づくり県民税条例に規定する施行後5年を経過した場合の検討及びその結果にもとづく必要な措置に関する検討を1年前倒して開始し、今後の県民税及び県民税事業の方向性、またそのあり方等について対応方針を決定するため、平成23年6月に有識者8名の委員から構成される「とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会」（以下、検討会という）を設置した。平成23年10月には検討会から今後の税事業の方向性について「とちぎの元気な森づくり県民税の見直しに関する第1次報告書」が提出された。その内容は、「元気で安全な奥山林整備」について、再生可能なエネルギー資源としての木質バイオマスを中心とした間伐材等の有効活用、県主体の森林整備から地域主体の森林整備への転換を検討すべきのものであり、また、「明るく安全な里山林の整備」については、地域の実情に合わせた整備・管理（地域主体の森づくり）及びボランティアの活用・NPOとの連携など「人づくり」の強化（多様な主体の連携・協働）により地域のニーズに応える方向性の検討を示している。加えて野生獣が人の生活圏へ侵入することを防ぐため緩衝帯をつくり「野生獣との棲み分けを図る」ため、整備目標面積の設定による積極的な整備の促進により「徹底した刈払いによる緩衝帯の整備」の方向性も示している。

検討会の第1次報告書の資料では、「とちぎの元気な森づくり県民税に対する意見等」について以下のとおり記載している。

## とちぎの元気な森づくり県民税に対する意見等

### 【税事業】

#### 元気で安全な奥山林の整備

##### 県議会

平成 20 年 9 月

- ・間伐のあり方を見直し、県産材活用住宅支援、列状間伐でナラ等の植栽に活用すべき。
- ・獣害対策など、一歩踏み込んだ対策を進めるべき。

平成 22 年 2 月

- ・将来の自発的森林管理を促すため、作業路などの整備を進めるよう改善策を講じること。

##### 林業団体

平成 20 年 5 月

- ・森林整備を推進するのに不可欠な作業道開設に県民税を活用すること。
- ・獣害防止のための対策を講じること。
- ・保安林の指定が難しい普通林においても税の趣旨に合致するものは事業対象とすること。

##### 森林所有者

平成 22 年 8 月

- ・地域にあった間伐率の設定が可能となるようにしてほしい。
- ・間伐意識高揚のため、搬出間伐への上乗せ補助の実施を検討してほしい。
- ・伐捨て間伐は以後の森林管理に支障を来すことから林内整理が必要である。
- ・間伐材を有効活用してほしい。
- ・作業路を整備してほしい。
- ・間伐に限定せず、植栽・下刈り・枝打ち等の森林整備や侵入竹の除去にも支援を広げてほしい。
- ・間伐実施のために所有界の決定を事業で実施してほしい。
- ・獣害対策の事業量増、ha あたりの対策本数の増など事業内容を拡充してほしい。
- ・地域全体の森林が健全となるよう保安林外や県有林等全ての森林を対象とすべきである。
- ・事業実施後 20 年間の皆伐禁止は森林の循環利用を阻害すると思われる。
- ・県営の間伐ではなく、補助の体系での実施を検討すべきである。

#### 明るく安全な里山林の整備

##### 県議会

平成 22 年 12 月

- ・PES(Payment for Ecosystem Service「生態系サービスへの支払」)の対応も含め、生物多様性の保全対策に税を活用すべき。

## 市長会

平成 20 年

- ・ごみ不法投棄防止対策を考慮し通学路・獣害対策の整備費の増額。
- ・協定期間の短縮(10 年→5 年)。
- ・管理費の増額。

## 間伐材の有効活用

### 県議会

平成 20 年 9 月

- ・税で間伐した材を熱源として利活用すべき。

平成 20 年 12 月

- ・資源の最大限の利用を図るべく、その利用の意義や活用方法などについて積極的に検討すべき。

平成 21 年 2 月

- ・間伐材の利用を考え、机・いすの配布数の拡大を図るべき。

平成 22 年 6 月

- ・間伐材の有効利用にさらに税を活用し、“エコとちぎ”づくりを推進すべき。

平成 22 年 9 月

- ・森林の少ない平場の市町村では、間伐材の利用を積極的に進めるべき。

### 林業団体

平成 20 年 5 月

- ・バイオエネルギーとしての活用など新たな取り組みの検討も含め、間伐材の有効利用の推進を行うこと。

## その他

### 県議会

平成 22 年 9 月

- ・税による森林整備をクレジット化し、地球温暖化対策のため森林整備をさらに進めるべき。

### 町村会

平成 22 年

- ・机・いす配布数の拡充と一部交付金化。

## 【県民意識】

平成 22 年度県政世論調査結果

- ①重要と考える森林の働きについて



- ・山崩れや洪水など災害を防止する働き(55.0%)
  - ・二酸化炭素を吸収し、地球温暖化を防止する働き(54.7%)
  - ・豊かな水資源を蓄える働き(52.1%)
  - ・貴重な野生動植物の生息・生育の場としての働き(30.9%)
- ②「とちぎの元気な森づくり県民税」の認知度について
- ・名称も税額も知らない(56.0%)
  - ・名称は知っているが、税額は知らない(26.9%)

## 【税の使途】

とちぎ未来開拓プログラム《平成21年10月》

### Ⅱ 1 (3) 未来につなぐ環境づくり〈とちぎの元気な森づくり県民税事業費〉

- ・奥山林・里山林の整備、森を育む人づくりなど、県民協働による森づくりを進める

### Ⅱ 3 歳入の確保〔主な取組④〕 ◆とちぎの元気な森づくり県民税の使途の検討

- ・事業の進捗や県民の皆様の御意見等を踏まえ、使途について検討

県行財政改革検討会 報告書《平成21年10月》

### とちぎの元気な森づくり県民税の使途拡大の検討

- ・とちぎの元気な森づくり県民税について、県民の理解を得た上で使途拡大を検討することを提案
- ・地球温暖化対策に関する事業や林業の作業道路整備等にとちぎの元気な森づくり県民税充当を検討

とちぎ行革プラン〔栃木県行財政改革大綱(5期)〕《平成23年2月》

### とちぎの元気な森づくり県民税の使途の検討

- ・事業の進捗や国の動向・県民のニーズを踏まえた使途の見直しの検討

※「とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する第1次報告書」から抜粋

このように、【税事業】に対して様々な要望等が寄せられているが、それらの中で注目に値する項目を挙げると以下のとおりである。

- ①元気で安全な奥山林の整備では、林内整理・作業路の開設、間伐材の有効活用及び獣害対策事業の充実
- ②明るく安全な里山林の整備では、生物多様性の保全対策、通学路・獣害対策整備費の充実（生物多様性の保全対策については平成23年度から実施、通学路・獣害対策整備単価は平成22年度から増額。）
- ③間伐材の有効利用については、机・いすの配布数の拡大等

これらの要望等について、「とちぎの元気な森づくり県民税事業」の見直しにあたっては考慮する必要がある。

【県民意識】の中で、「重要と考える森林の働きについて」は、県民の理解が浸透していることが示されている。「とちぎの元気な森づくり県民税」の認知度は、他県との比較では低いという状況ではないものの、名称も税額も知らない割合が過半数を占めている。

とちぎの元気な森づくり県民税導入の背景には荒廃した森林の現状がある。この現状を認識してもらうため、とちぎの元気な森づくり県民税のより積極的なPRに取り組み、認知度の向上に努める必要がある。認知度の向上は、税事業に対する理解にもつながるはずである。

【税の使途】に関して言えば、今後も十分な検討を行い、県民の森林への理解を深めると共に、県民のニーズに応えることが望まれる。

(以上)